



養育費や親子交流は、**お子さんのためのもの**です。

離婚をするときには、養育費や親子交流について
取り決めておくことが大切です。

令和8年4月1日に施行された民法では、**お子さんの健やかな成長と未
来のことを一番に考え**、離婚後の親の責任、養育費や親子交流について
など、離婚後の子どもの養育に関する法律が見直されました。

従来以上に「**すべては子どもの利益のために**」ということが強調され、そ
のために父母間で協力して親としての責務を果たさなければなりません。

養育費の取り決めに関しては、公正役場で作成した公正証書がなくとも、
父母間で私的に作成した文書に基づいて、差し押さえのための申立てが
できるようになりました。

また、養育費の取り決めがない場合にも、施行日以降に離婚された場
合には、子ども一人あたり月額2万円の養育費(法定養育費)を請求できる
ようになりました。

親子交流に関しては、新たに婚姻中の別居時の親子交流についても父
母の協議で決めるというルール決めがされたほか、子どもの利益のために
必要であれば、家庭裁判所は父母以外の親族と子どもの交流を定められ
るようになりました。

令和8年4月1日に施行された民法等改正法について、詳しくは法務省ホームページもしくは
ひとり親家庭のためのポータルサイトをご確認ください。

法務省ホームページ



ひとり親家庭のための
ポータルサイト



それぞれのご家庭の事情により、ご自身による養育費や親子交流の
取り決めが難しい場合があります。
その場合は、専門の相談窓口を利用しましょう。 ▶詳しくは P.4

ご家庭の状況によっては養育費にかかる公正証書を作成した際に
補助を受けることができます。 ▶詳しくは P.6

I 大切なお子さんのために 離婚前に知っておきたいこと

お子さんにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。

離婚してもお子さんにとってお父さん、お母さんであることには変わりがあり
ません。

お子さんがすこやかに成長していけるよう、あらかじめお子さんの視点に立って
「知っておきたいこと」や「考えておきたいこと」があります。

なお、令和8年4月1日から、親権、養育費、親子交流などのルールが新し
くなりました。

～養育費・親子交流～

養育費とは…?

お子さんの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。

一般的には、お子さんが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味
し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。

養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先など具体的に決めておくとい
でしょう。

なお、養育費の金額は話し合っで決めることになりますが、裁判所が公表し
ている「算定表」を目安にすることができます。

また、養育費の取り決めがない場合には、暫定的な養育費(法定養育費)を
請求することができます。

親子交流とは…?

お子さんと離れて暮らしている父母の一方、もしくは父母以外の親族(祖父
母等)がお子さんと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電
話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流の内容、場所、頻度は、子どもが安心して親子交流を楽しめるよう
に、子どもの年齢や健康状態、生活状態などを考えながら無理のないように決
めることが大切です。

お子さんと無料で利用できる名古屋市内の屋内施設として、名古屋子ども・
子育て支援センターやなごホーム(児童館)(利用時に登録が必要です)などが
あります。

離婚成立前の方が利用できる支援制度や離婚を迷っている方の
相談窓口もあります。

▶ 支援制度について詳しくは P.9

▶ 離婚を迷っている方の相談窓口について詳しくは P.4

I 大切なお子さんのために離婚前に知っておきたいこと

養育費や親子交流についての相談窓口を設けています。

名古屋市の相談窓口

ひとり親家庭の方だけでなく、離婚前の方もご利用いただけます。

法律相談(愛知母子・父子福祉センター内) (予約電話)TEL 915-8862

弁護士が法律に関する相談に応じます。

※離婚前の方は、養育費や親権など離婚に関する問題について利用できます。

予約受付 月～金曜日 9:00～17:30 (祝日、年末年始を除く)
日 時 予約制 1回限り無料

▶ 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会(愛知母子・父子福祉センター)
ホームページ <https://aiboren.jp>

養育費相談(愛知母子・父子福祉センター内) TEL 915-8816

相談員が養育費や親子交流に関する相談に応じます。

必要に応じて、司法書士等が面接相談を行います。面接相談の内容により、さらに専門的な支援を行う必要がある場合は、書類作成のお手伝い、同行による支援を行います。

相談日時 ●電話相談 月～金曜日 10:00～16:00
●面接相談 火曜日 13:30、14:30 予約制
●書類作成支援・同行支援 面接相談の内容により、必要に応じて実施
(祝日、年末年始を除く)

▶ ホームページは「法律相談」を見てください。

? 離婚を迷っているとき

「女性のための総合相談」や「名古屋市男性相談」では、相談員がその迷いに寄り添い、これからの人生を自分らしく生きていくためにどうすればいいのか、気持ちを整理しながら一緒に考えます。

▶ 詳しくはP.32

その他の相談窓口

日本司法支援センター(法テラス)

TEL 0570-078374

法的トラブルでお困りの方に無料で相談窓口や法制度に関する情報をご案内しています。また経済的に余裕がないなど一定の条件に当てはまる方には無料法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士費用等の立替を行います。

▶ 法テラスホームページ <https://www.houterasu.or.jp>

養育費・親子交流相談支援センター

TEL 0120-965-419

※携帯電話は右記へご連絡ください TEL 03-3980-4108

電話やメール等により、養育費や親子交流に関する相談に応じています。

相談日時 ●電話相談 平日(水曜日除く) 10:00～20:00
水曜日(祝日除く) 12:00～22:00
土曜日・祝日 10:00～18:00
携帯電話の場合は、ご希望により、センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。
●メール相談 随時 info@youikuhi.or.jp
回答のメールが届かないことがあります。迷惑メール拒否設定をご確認ください。

▶ 養育費・親子交流相談支援センターホームページ <http://www.youikuhi-soudan.jp>



「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書」

令和8年4月1日の改正民法施行に伴い、法務省では、離婚後の子育てに関する取決め(共同養育計画書の作成)や、取決めが守られない場合の実現方法について、わかりやすく説明したパンフレットを作成しました。法務省ホームページからダウンロードすることができます。

▶ 法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

区役所市民課、支所区民福祉課の窓口でも配布しております。

養育費に関する公正証書

作成費等補助事業

「公正証書」など養育費に関する債務名義を作成した際、作成にかかった費用を補助します。

債務名義とは…?

強制執行によって実現されることが予定される請求権(養育費)の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと。
具体的には、強制執行認諾約款付公正証書や調停調書など。

補助の対象となる方

以下の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
- ② 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方 ※ADR利用の場合を除く
- ③ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方

補助の対象と費用

- 公正証書の作成にかかった費用
 - 公証人手数料 ● 戸籍謄本等添付書類取得費用
- 家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用
 - 収入印紙代 ● 切手代 ● 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ※ 正本作成に要した費用も含む。
- 裁判外紛争解決手続(ADR)の利用にかかった費用
 - 申立料 ● 依頼料 ● 1回目の調停に要した費用

※ ADRで、特定和解(強制執行力有)ではなく、一般の和解をされた場合は、債務名義ではありませんので、公正証書等により債務名義を取得されることをお勧めします。



こちらから申請書類等をダウンロードできます。



養育費に関する
公正証書作成費等補助事業

申請期限

- 公正証書の作成にかかった費用および
家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用
➡ 公正証書等を作成した日の翌日から6カ月以内
- 裁判外紛争解決手続(ADR)の利用にかかった費用
➡ 1回目の調停が終了した日の翌日から6カ月以内



◀ ADRの説明についてはこちらをご覧ください。
「裁判外紛争解決手続の認証制度(かいけつサポート)」
のページです。

補助金額

上限5万円(各費用について1回に限り補助します。)

お問い合わせ先

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862
(愛知母子・父子福祉センター)

愛知県母子寡婦福祉連合会では、法律相談や、養育費相談も行っており、離婚前の方も相談ができます。 ▶ 詳しくは P.4

養育費保証料補助事業

養育費を確実に受け取ることができるよう、保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかった費用を補助します。

補助の対象となる方

以下の①～④の要件をすべて満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義(※)を有している方
- ② 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ③ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ④ 過去にこの補助金を受給していない方

※P.6参照

補助の対象と費用

- 民間の保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかった費用
- 保証料として本人が負担した費用

※過去にこの補助金を受け取っていない場合は更新契約の場合も対象とします。

申請期限

養育費保証契約を締結した日の翌日から6カ月以内

補助金額

上限5万円

お問い合わせ先

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862
(愛知母子・父子福祉センター)

こちらから申請書類等を
ダウンロードできます。



養育費保証料補助事業

離婚成立前の方が利用できる主な支援制度



児童手当の受給

離婚協議中などで、離婚を前提に別居し住民票も別世帯としている場合は、お子さんと同居している方に受給者を変更できます。

- 区役所民生子ども課
- 支所区民福祉課



保育施設等の利用

離婚調停中で別居している場合などは、その状況を考慮して利用者負担額を計算します。

- 区役所民生子ども課
- 支所区民福祉課



就業支援講習会の参加

就業支援講習会には、離婚調停中や離婚裁判中の方が申込できる講座があります。

- 区役所民生子ども課
- 支所区民福祉課



セミナーの参加

離婚をめぐる法律の基礎知識や養育費・親子交流など、離婚を考えている方に役立つセミナーを開催しています。

- イーブルなごや相談室
- ジョイナス.ナゴヤ



未婚により出産するとき

子どもとその父に法律上の親子関係が成り立つためには、父からの認知が必要です。父が子どもを認知すると、法的に親子関係となり養育費の支払い義務が生じることになります。

認知の方法は、各区役所市民課(各支所区民生活課)へ届け出る方法と、裁判所に認知の調停、審判を求める方法があります。